

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和5年12月4日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 60,198
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 476,236
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区			
下田市・賀茂郡	17,265	富士市	68,881	袋井市・森町	27,867
伊東市	19,497	富士宮市	35,942	磐田市	44,671
熱海市	10,266	静岡市葵区	69,742	浜松市中区	64,335
伊豆市	8,412	静岡市駿河区	58,027	浜松市東区	35,191
伊豆の国市	13,326	静岡市清水区	64,844	浜松市西区	29,422
函南町	10,469	焼津市	37,510	浜松市南区	27,364
三島市	29,974	藤枝市	39,590	浜松市北区	25,339
清水町	8,661	牧之原市・吉田町	19,407	浜松市浜北区	26,705
長泉町	11,742	島田市・川根本町	28,530	浜松市天竜区	7,633
裾野市	13,730	御前崎市	8,411	湖西市	15,568
御殿場市・小山町	28,091	菊川市	12,260		
沼津市	53,607	掛川市	31,027		